

令和4年2月4日

新宮町立幼・小・中学校保護者の皆様

新宮町教育委員会

新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認されたときの対応等について（お願い）

立春の候、保護者の皆様におかれましてはますますご盛栄のことと拝察いたします。

平素から小中学校や幼稚園の教育活動にご理解を頂いておりますことに感謝申し上げます。

さて、県ではオミクロン株による爆発的な感染拡大が続いており、これまで、小中学校や幼稚園（以下、学校等）で陽性者が判明した場合、管轄の保健所による調査が行われてきましたが、保健所業務の逼迫により、当面の間、学校等ではその調査が行われないことになりました。

つきましては、児童生徒や園児（以下、児童等）に陽性者が確認された場合には、各学校等において、下記のとおりに対応を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 濃厚接触者に該当する可能性がある児童等の判断について

- 児童等に陽性者が確認された場合、学校は、当該児童等の学校等での活動内容や行動履歴を調査し、学校等の活動において濃厚接触者に該当する可能性がある児童等の有無を判断します。その結果は、所属する学級や所属する部活動等に関する保護者の皆様にお伝えします。なお、濃厚接触者に該当する可能性があると判断されたときは、7日間の自宅待機と10日間の健康観察をお願いします。
- 学校等以外での活動が感染の要因と考えられるときは、学校等において濃厚接触者に該当する可能性の判断ができないため、県が作成しているチェックリストをもとに、保護者の皆様において濃厚接触者に該当する可能性の判断をお願いします。なお、該当すると判断された場合は、速やかに学校に報告をお願いします。

2. 学校において児童等に陽性者が確認された場合の学級閉鎖等について

- **保健所の調査が行われないため、学校医と連携し、次のような対応を行います。**
 - 陽性者が確認された日の翌日から3日間の学級閉鎖とします。
 - 複数の児童等に発熱等の症状が確認されたときは、学級閉鎖の期間を更に2日間延長します。
 - 発熱等の発症日から前2日間に陽性者と接触のあった学級が対象となります。
 - 学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、学校医等と相談の上、必要な範囲で臨時休業を行うことがあります。